

【裁判例紹介】

中古車販売買取店の店長の管理監督者性が肯定された事例

- 自動車販売事業 A 社事件

(岐阜地判令和 6 年 8 月 8 日、労働経済判例速報 2565 号 27 頁)

山本 龍太郎
Ryotaro Yamamoto



[Profile](#)

安齋 美智代
Michiyo Anzai



[Profile](#)

【Point】・中古自動車販売買取店舗の店長として勤務していた正社員について、管理監督者性が肯定され、未払時間外労働賃金に関する請求が棄却された事例

【事案の概要】

本件は、被告の中古自動車販売買取店舗において、令和元年 6 月から店長として雇用されていた c が、被告に対し、買取店の店長は管理監督者（労働基準法 41 条 2 号）に該当せず、その結果、時間外労働に対する割増賃金が支払われていないとして、未払時間外労働賃金約 1205 万円等の支払を求めた事案です。

c は、従前別の中古車販売会社に勤務していましたが、平成 29 年 1 月に被告と雇用契約を締結し、被告が運営する中古自動車販売買取店舗において正社員として勤務した後、令和元年 6 月に被告 A 店の店長に就任しました。

c が勤務していた当時の買取店の業務内容は以下のとおりです。被告は、全国各地に店舗を出店し、各店舗において中古自動車の販売業務、買取業務、損害保険代理業務等を行っており、当時の A 店は、主に中古車買取業務を行うほか、他店舗等から中古車を取り寄せて販売する業務等も行っていました。また、買取店は、主として、車の査定の申込みをした買取希望者に対して買取店の従業員が車の査定を行い、買取希望者との交渉を経て、商談が成立した場合には、買取店が当該車を引き取り、代金の振込みを実施するという流れで行われていました。買取店において買取希望者から買い取られた中古車は、オークション会社が行う中古車のオークションに出品される等して売却されます。そして、買取店で買い取った中古車が売却された場合、オークションでの売却のときは買取価格と売却額との差額の全部が買取店の売上げとして計上される等していました。

このような業務を行う買取店の店長が労働基準法上の管理監督者に該当するか否かについて、①店長の中古車買取りに関する権限、②店長の勤務態様、③店長の人事に関する権

限、④店長の待遇、といった項目に着目して、以下のように判断されました。

【判断の概要】

判決では、管理監督者に該当するか否かについて、まず、行政解釈上は「管理監督者とは労働条件の決定その他労務管理について経営者と一体的な立場に在る者の意であるとされていること（昭和 22 年 9 月 13 日発基第 17 号等）」も踏まえれば、「上記規定は、同法上の労働時間等に関する規制を超えて活動せざるを得ない重要な職務及び責任を負う者であって、現実の職務内容や勤務態様等に照らしてもこれらの規制になじまない立場にある者に限り、上記規制の適用を除外したものと解される」としています。そして、「管理監督者に該当するか否かは、職務内容並びにこれに対応する責任及び権限、勤務態様、人事に関する権限、待遇等の観点から総合的に判断すべき」としています。

まず①について、「買取店の利益は買取価格と売却額との差額であるから、買取店が売上げ及び利益を上げるには、できるだけ多くの売却可能な中古車をできるだけ適正な低価格で買い取ることが必要かつ重要である」と、買取店の業務の特性に触れた上で、査定対象となる車の買取りを行うか否か及び買取金額の判断は買取店の店長が決定していたとし、さらに、c は店長として本部等から一定の指導を受けてはいたものの、日々の買取りの営業活動において本部の承認や決裁は必要なく、本部からの「確認や助言、指導等が併せて実施されているからといって、店長に営業方法に関する裁量がないとはいえない」としました。また、店長は、「各従業員の仕事を日常的に見ており各人の営業の傾向や得意不得意の特徴等を把握している店長において具体的な営業方法を検討し従業員を指揮す

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981 年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。

本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。

本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。

法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

るのが利益を出す上でも効率的であるといえるから、店長には、営業方法を決め、他の従業員に対し指揮命令を行う権限があったとみるのが相当」としています。さらに、成績不振の買取店の店長に対して行われていたエリアマネージャーからの指導についても、ごく一部の店舗の店長に対してのみ、月の営業成績に応じて指導対象店舗を選定して指導していたことを踏まえ、買取店の店長の権限や責任を限定するものではないと評価しました。さらに、店長の、顧客への代金の振込承認権限及び買い取った車の販売方法の決定権限も認定しています。

②については、店長は午前 9 時の開店時刻前に店舗内を確認した上で店舗の画像を投稿できるように出勤することが事実上義務付けられていたものの、これは開店時刻に顧客が来店した際に適切な対応ができるようにするために、開店準備及びその確認を店長自ら行うべきとの考えに基づく店長の責務であるから、これだけで労働時間に裁量がないとはいえないし、実際には業務量の多さから早めに退勤できなかったものの、店長の退勤時刻について指示があるわけではないし、c 自らの判断で直帰していたこともあったため、労働時間の裁量も肯定しています。

また、③について、買取店の従業員の採用不採用の判断は基本的に店長に委ねられていたこと、A 店の従業員の昇格には店長の推薦が必須であったため、人事考課を実質的に左右する一定の権限を有していた、としています。さらに、④についても、月給につき各従業員の給与と 3 倍以上の開きがあり、令和 2 年の総支給額も 2 倍前後の開きがあったことを認定しています。

以上を踏まえ、「買取店の店長は、買取店における中心的な業務である買取業務に関し、一切の権限、すなわち、営業方法を決め、これに応じて店舗の従業員に対し指揮命令を行う権限、買取りを行うか否か及び適正な買取金額を決定する権限、顧客への代金の振込みを承認する権限並びに買い取った車の販売方法を決定する権限を有しており、勤務態様については、遅刻や早退による減給等の不利益はなく、状況に応じて自らの判断で直帰するなど労働時間に関する裁量を有し、また、人事の関係では、正社員の採用権限及び部下従業員の人事考課に関与する権限を有し

ている。そうすると、買取店の店長は、自身が店長を務める買取店という一店舗単位でみれば、当該店舗の実質的な経営者であると評価することができ、利益を生み出す主体である買取店の、被告における重要性に鑑みれば、買取店の店長は、被告の経営者と一体的な立場にあるとも評価することができる」と判示し、管理監督者性を肯定しました（太字は筆者）。

【検討・コメント】

これまでも「店長」という特性に着目し管理監督者性が争われた裁判例は多く存在しますが、管理監督者性が肯定された裁判例は多くありません。そのため、本判決は、事例判決ではありますが、管理監督者性を肯定した事案として、実務上参考になります。

店長の管理監督者性が否定された事案として、例えば、日本マクドナルド事件（東京地判平成 20 年 1 月 28 日）（以下「マクドナルド事件」と言います。）があります。この裁判例では、店長は店舗責任者として、アルバイト従業員の採用や育成、従業員のシフト決定、販売促進活動の企画、実施等に関する権限を行使し、店舗の営業方針や営業戦略に即した店舗運営を遂行すべき立場にあるから、店舗運営において重要な職責を負っているものの、店長の職務、権限は店舗内の事項に限られるのであって、経営者との一体的な立場にはない、などとして管理監督者性を否定しました。マクドナルド事件を受けて、多店舗展開する店舗の責任者に関して、職務内容、責任と権限、勤務態様、賃金等の待遇といった項目ごとに管理監督者性を否定する重要な要素、補強要素を整理した通達（平成 20 年 9 月 9 日基発第 0909001 号）及び同通達を補足する通達（平成 20 年 10 月 3 日基監第 1003001 号）が出されています。

本判決でも、店長は会社の経営会議といった店舗経営を超えた会社の事業経営に関する意思決定過程には関与しておらず、マクドナルド事件同様、店長の職務、権限は店舗内の事項に限られています。そのため、店長を「経営者と一体的な立場に在る者」と評価することはできないとも考えられるところ、一店舗単位でみた場合には店長は当該店舗の実質的な経営者であると評価し、会社における店長の重要性に鑑みて管理監督者性を肯定し

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981 年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。

本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。

本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。

法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

ました。マクドナルド事件においては、店長の権限につき、本社がブランドイメージ構築のために打ち出した営業時間の設定に従うことが余儀なくされていたり、全国展開する飲食店という性質上、店舗で独自のメニュー開発をしたり、原材料の仕入れ先を自由に設定したり、商品価格を設定することは予定されていない、といった点が認定されており、販売価格や仕入れ価格に店長の権限を認めている本判決とは店長の店舗経営における権限や裁量の範囲が異なっていました。本判決は、会社の経営会議といった事業経営に関する意思決定過程への関与が認定されていない者についても、一店舗単位でみた際には、当該店舗の実質的な経営者であると評価した上で、被告の経営者と一体的な立場にあると評価した点に意義があり、実務上参考になります。さらには、報酬についても、マクドナルド事件の店長は、その一部の者は店長の一つ下の役職者より給与が低い場合があったり、全体として下の従業員との賃金の差が少額であるといった点が考慮されており、この点も本判決とは異なる点になります。これらの点も含めた事案の違いにより、本判決とマクドナルド事件で異なる結論になったと考えられます。

管理監督者性に関する論点は、一度争点化すると同様の地位にある他の従業員にも共通するものであって、管理監督者性が否定された場合には会社の経済的負担の増大に直結するなど影響が大きいほか、会社の制度設計にも関わる事項です。本判決は「店長」に関する事案ですが、事業における立場の重要性の認定等、「店長」以外の役職との関係でも参考になる事案ですので、本判決を含めた過去の先例に照らし、管理監督者に該当するか否かを再確認していただく機会になることが望まれます。

以上

[記事一覧に戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。

本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。

本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。

法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。